

平成十四年二月二十二日提出  
質問 第三三五号

外務省の人事異動三年ルールに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

## 外務省の人事異動三年ルールに関する質問主意書

平成十四年二月二〇日、衆議院予算委員会において、川口順子外務大臣は私の佐藤優・外務省国際情報局  
主席分析官（任期六年以上）を異動させるのかとの質問に対して「（略）外務省の人事制度改革、これは昨  
年十二月に発表されたものでございますけれども、ここに書いてございますのは、任期については最長三年  
を原則としていくというふうに書いてございますので、私としては、この原則に沿って、円滑な人事のロー  
テーションに務めていきたいというふうに考えております。（略）ただ、ご指摘の職員の件につきまして  
は、国会でさまざまなお指摘がありましたので、私としては、みずから事情についてはきちんと聞いてみた  
いと考えております」と答弁した。

そこでお尋ねする。

一 外務省の職員で、任期が三年以上の職員の役職名及び氏名を明らかにされたい。

ただし、プライバシーの観点から家庭の事情、身体の事情に関連して任期が三年以上の方は除外する。

二 川口外務大臣は「みずから事情についてはきちんと聞いてみたいと考えております」と答弁されている  
が、いつ、誰に、どんなことを聞くのか。

三 その結果の公表は、誰がいつまでにされるのか。

四 三年の原則に沿って、佐藤優・主席分析官を異動させるおつもりか。

五 異動させるとすれば、いつまでに異動させるのか。

六 異動させる期限が示せない場合、理由はなぜか。

七 異動させる場合は、鈴木宗男議員に事前に話しをされるのか否か、お示し願いたい。

八 異動させる場合は、鈴木宗男議員に事後報告をするのか否か、お示し願いたい。

九 これまで佐藤優・主席分析官が異動しなかった理由の一つには、鈴木宗男議員の意向もあつたのか正直にお示し願いたい。

一〇 佐藤優・主席分析官以外の三年以上任期の職員に関しては、いつまでに異動をさせるのか。それぞれお答え願いたい。

右質問する。